

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七一三・ 一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、	平成二十一年 一〇月一日 から平成二 二年三月三 日まで	七〇、〇〇 〇トン
〇七一三・ 三二	ひよこ豆、緑豆及びひら	平成二十一年 一〇月一日 から平成二 二年三月三 日まで	〇トン
〇七一三・ 三三	豆以外のもの	平成二十一年 一〇月一日 から平成二 二年三月三 日まで	二、一一三 トン
〇七一三・ 三九		平成二十一年 一〇月一日 から平成二 二年三月三 日まで	二、一〇九 トン
〇七一三・ 五〇		平成二十一年 一〇月一日 から平成二 二年三月三 日まで	二、一〇九 トン
〇七一三・ 九〇		平成二十一年 一〇月一日 から平成二 二年三月三 日まで	二、一〇九 トン
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	平成二十一年 一〇月一日 から平成二 二年三月三 日まで	二、一〇九 トン

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七一三・ 一〇	同上	平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇七一三・ 三二		平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	〇トン
〇七一三・ 三三		平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一一三 トン
〇七一三・ 三九		平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇九 トン
〇七一三・ 五〇		平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇九 トン
〇七一三・ 九〇		平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇九 トン
一〇〇五・ 九〇	同上	平成二十一年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇九 トン

一九	はペレット又はでん粉の	一九〇八・	したものの、ミール若しく	一四	くは裸麦の粉、ひき割り	一一〇八・	麦、ライ小麦、大麦若し	一三	粉の調製食料品(米、小	一一〇八・	に穀粉、ミール又はでん	一二	く。)及びイヌリン並び	一一〇八・	でん粉(小麦でん粉を除	二〇	かを問わない。)	一〇	麦芽(いつてあるかない	一一〇七・	他のもの	とうもろこしのうちその	とうもろこしのうちコー	に規定するところにより	飼料用に供するもの	暫定措置法施行令第三条	とうもろこしのうち関税

<p>一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	<p>一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限り、とし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）</p>
<p>一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	